

関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
e-mail: sr8seki.jima@ybb.ne.jp

明けましておめでとうございます。

本年も何卒よろしくお祈りします。

東京都社労士会葛飾支部副支部長

東京商工会議所 人事労務相談員

社会保険労務士 関島 康郎



2007年1月号

健康保険受診での“労災隠し”

◆減らぬ“労災事故隠し”

現在、事業所で発生した労災事故は、事故が起こった事業所から労働基準監督署への労災申請、また、労働者本人や家族からの通報をもとに実施されています。

しかし、外国人使用・労災未加入等の法違反の発覚や保険料負担を逃れようとする事業主が、労災の事実を労働基準監督署に報告せず、労働者に口止めし、健康保険での受診を命じて労災隠しをするケースが後を絶ちません。

◆社会保険庁からの情報提供

そこで厚生労働省は、19年度から、仕事でけがをしながら労災事故を届け出ず健康保険で受診した労働者の情報を社会保険庁から提供してもらい、労災調査に活用する方針です。

労災事故を隠そうと、労災保険ではなく健康保険での受診を労働者に強要する事業主が多いため、健康保険の受診情報が集まる社会保険

庁と厚生労働省が連携して事業所の「労災隠し」を監視することを目的としています。

◆社保庁が連携して事業所を監視

各都道府県にある社会保険事務局では、診療報酬明細書など健康保険適用者の情報を集め、労災と疑われるケースについて、業務上の傷害ではないかを受診者に確認しています。厚生労働省は、これら労災保険を使うべきところを健康保険で受診した人の情報を社会保険庁から得られれば、事業所の労災隠しを減らすことができるかとみています。

◆労災未加入事業所は罰則強化

また、労災未加入事業所で労災事故が発生した場合、平成17年11月より罰則が強化されています。この場合、労災給付費の徴収のほか過去2年間にさかのぼって保険料の強制徴収が行われます。

4月から 老齢厚生年金の繰下げ支給が可能に

年金を増やしたい方に朗報

平成14年4月から、厚生年金に加入できる年齢が65歳から70歳に上げられました。このことに伴ない、老齢厚生年金の繰下げ支給ができなくなり、繰下げ支給ができるのは「老齢基礎年金」だけでした。それが、今年の4月から老齢厚生年金も繰下げ支給が受けられるようになります。

老齢基礎年金の繰下げを行うと下表のように1年につき8.4%（1月につき0.7%）年金額が増えます（昭和16年4月2日以降生まれの人場合です）。1年繰下げた場合、78歳以上生きられると受取総額で得となります。

繰下げ支給率（年8.4%、月0.7%）

受給開始年齢	支給率	支給額 (満額の老齢基礎年金の場合)
65歳	100.0%	792,100円
66歳	108.4%	856,600円
67歳	116.8%	925,200円
68歳	125.2%	991,700円
69歳	133.6%	1,058,200円
70歳	142.0%	1,124,800円

◆繰上げ支給を受けると繰下げはできない

厚生年金や国民年金に加入した人が「老齢基礎年金」の繰上げ支給を行い、65歳前からその受給を受けると、繰下げ支給は受けられません。

昭和12年4月2日以降昭和17年4月1日以前に生まれた人

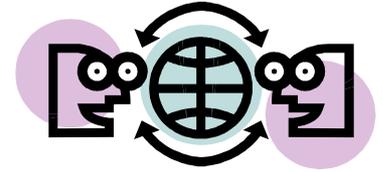
65歳前	65歳以降	
特別支給の 老齢厚生年金	老齢厚生年金	繰り下げ支給ができない
	老齢基礎年金	繰り下げ支給ができる

◆平成19年4月から老齢厚生年金も繰下げが可能

平成19年4月から、「老齢厚生年金」の繰下げ支給もできるようになります。増額する支給率は老齢基礎年金と同率です。なお、65歳前に受ける特別支給の老齢厚生年金は、繰上げも繰下げもできません（但し、老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合、一部繰上げができます。）。

昭和17年4月2日以降に生まれた人

65歳前	65歳以降	
特別支給の 老齢厚生年金	老齢厚生年金	繰り下げ支給ができる
	老齢基礎年金	



質問： 事業主が雇用保険に入れてくれないのですが。

回答： 従業員でもハローワークで加入手続きが行えます。

1 資格取得届の手続き

事業主が週 20 時間以上働く従業員を雇い入れた場合、公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」を、翌月 10 日までに提出する必要があります（雇用保険法 7 条）。

ハローワークが、事業主から提出された書類を基に、雇い入れられた従業員が雇用保険の被保険者であるかの確認を行って初めて、雇用保険の被保険者としての加入手続きが完了し、被保険者としての効力が発生することになります。

2 従業員がハローワークに請求できる

もし、事業主が上記のような手続きを忘れていたり、怠っていたりした場合、どのようなことが起こり得るでしょうか。

被保険者としての加入手続きが漏れていた場合、その従業員が、失業して雇用保険の基本手当を受給しようとしたところ、加入手続きが漏れていたため、本来、適正に加入手続きが取られていた場合に受給できた所定給付日数よりも少ない所定給付日数での受給になるなど、一定の不利益を受けることがあります。

このため、事業主が法に規定されている手続きを行わない場合、従業員は自ら、自分が「雇用保険の被保険者となるべき資格を持っている労働者であること」を直接、ハローワークに

確認することができます。これを「確認の請求」といい、雇用保険法 8 条・9 条に規定されています。

3 「確認の請求」とは

この「確認の請求」については、事業所所在地のハローワークに対して行うことになっており、口頭でも文書でも行えます（雇用保険法施行規則 8 条 2 項）。

文書で行う場合、①請求者の氏名、住所および生年月日、②被保険者確認請求であること、③事業主の氏名、事業所の名称および所在地、④雇用された日等を証明する書面（給与明細書や雇用契約書等）を提出することになります（様式例はハローワークにあります）。

従業員からの請求により、ハローワークでは事実関係を調査することになります。

この確認行為の過程において、手続きが適正にとられていない事業主に対しては、雇用保険被保険者資格取得届の提出を行政指導して行くことになります。

ご質問の事例の場合、事業所所在地を管轄するハローワークに、まずは相談するのが良いと思います。

なお、確認ができる期間は退職後でも行なえますが、2 年間しかさかのぼりません。放置せず、直ちに行う必要があります。

トピックス

国民年金保険料 1万4,100円に

厚生労働省は、2007年度の国民年金保険料を月額1万4,100円とすることを決定した。現在の月額1万3,860円から240円の引き上げとなる。2017年度まで毎年280円ずつ引き上げるのが原則だが、判断根拠となる2005年の消費者物価指数の変動率がマイナス0.3%だったため、上げ幅を40円縮小する。国民年金と厚生年金の支給額は今年度と同額になる見込み。

06年の労組組織率、18.2%に低下

厚生労働省は12月21日、2006年労働組合基礎調査の結果を発表した。6月30日現在の労働組合員数は1,004万1,000人（前年比1.0%減）、推定組織率は18.2%（同0.5ポイント低下）となり、組合員数の減少、組織率の低下が続いている。一方、パート労働者の組合員数は51万5,000人（同32.4%増）で、全組合員数に占める割合は5.2%、推定組織率は4.3%となった。

「今の会社に一生勤めよう」が増加

社会経済生産性本部が12月20日発表した「2006年度新入社員半年間の意識変化調査」の結果によると、「今の会社に一生勤めようと思っている」という人が29.2%と過去10年間で最も高い水準になっている。一方、「条件が良い会社であれば、さっさと移るほうが得だ」という回答は36.5%と4割を切る過去最低の水準になっており、会社への定着志向が高まっている。

民間企業の障害者雇用率1.52%

厚生労働省は12月14日、2006年6月1日現在の民間企業の障害者雇用状況を発表した。法定

雇用率1.8%が適用される従業員56人以上規模の民間企業に雇用されている障害者は「28万3,750.5人」で、前年より5.5%（約1万5,000人）増加。実雇用率は1.52%で前年より0.03ポイント上昇した（今年度から精神障害者を雇用率の算定対象に加えている）。

大卒男性35歳で38万9,258円

日本経団連は12月13日、「06年6月度定期賃金調査結果」を発表した。学校卒業後直ちに入社し、引き続き在籍している従業員（標準者）の賃金は、大卒男性の場合、25歳で23万7,965円（前年比2,477円増）、35歳で38万9,258円（同8,425円減）、45歳で54万5,186円（同9,954円増）、55歳で62万9,152円（同3,757円増）となっている。

「教育訓練給付金」2割引下げ

働く人たちの能力開発や資格取得を国が支援する「教育訓練給付金」について、厚生労働省は、原則として受講料の4割としている現行の助成率を、一律2割に引き下げる方針を固めた。

同給付金は雇用保険を財源としており、これまで200万人近くが利用している。一方で、不正受給などが問題となったため、本人負担を増やしながら、若者が利用しやすいように要件を緩和するなどして「衣替え」を図る。

今回の見直しでは、「加入期間3年以上、助成率2割」に統一される。ただし、若者など初めて給付を受ける人に限って、当分の間、受給要件を「加入期間1年以上」に緩和する。

